

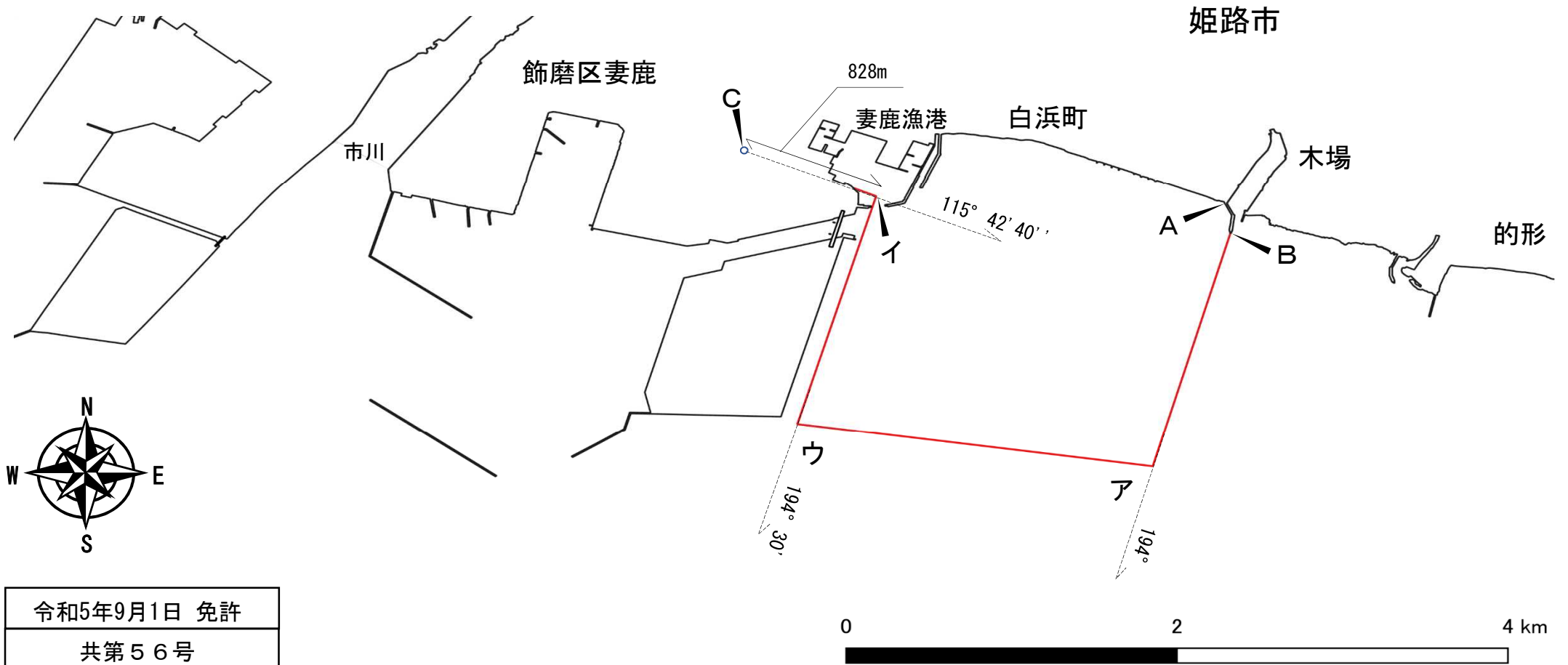
免許番号 共第56号

漁場の位置 姫路市白浜町及び飾磨区妻鹿地先

漁場の区域 次の点のうちAとBを結んだ線（防波堤に沿う。）、B、ア、ウ、イ及びC（一部護岸に沿う。）を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 姫路市姫路八木港西防波堤基部（北緯34度46.37分、東経134度43.32分）
- B 姫路市姫路八木港西防波堤先端（北緯34度46.26分、東経134度43.34分）
- C 姫路市白浜町太佐新田南東角に設置した標識（北緯34度46.58分、東経134度41.70分）
- ア Bから194度1,600メートルの点（北緯34度45.42分、東経134度43.09分）
- イ Cから115度42分40秒828メートルの点（北緯34度46.39分、東経134度42.19分）
- ウ イから194度30分1,565メートルの点（北緯34度45.57分、東経134度41.93分）



表示 番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで		
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件	
1	1	あまのり漁業		11月1日から5月31日まで		1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで		潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。	
	1	あおのり漁業		11月1日から5月31日まで		1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	あおさ漁業		10月1日から4月30日まで		1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで		1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	おごのり漁		1月1日から12月31日まで		1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで		1	えむし漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで		2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで		2	ます網漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	おおのがい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	つめたがい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	はまぐり漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	まてがい漁業		1月1日から12月31日まで								
1	とりがい漁業		1月1日から12月31日まで									
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第56号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		